平成２１年（フ）第５５９号
静岡県伊東市中央町９番18号
破産者　有限会社田代果実店
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２４７号
山口市秋穂東1822番地
破産者　有限会社赤瀬組
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２４５号
福岡県久留米市長門石１丁目９―28
破産者　株式会社アドニスインターナショナル
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３３０５号
名古屋市名東区新宿１丁目141番地　ＤＳ新宿101号、住民票上の住所名古屋市名東区高間町437番地
破産者　藤本　正直
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７７４号
名古屋市中川区高畑５丁目32番地　プライム八田108号
破産者　浅井　真人
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１号
秋田県能代市二ツ井町飛根字富根35番地１
破産者　池端　又芳
1　決定年月日　平成22年５月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第３号
金沢市粟崎町４丁目１番地41
破産者　田中　和征
1　決定年月日　平成22年５月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６４４６号
大阪府池田市新町１番９―201号
破産者　内村　淳子（旧姓信川）
1　決定年月日　平成22年５月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２２９号
大阪市港区南市岡３丁目10番２―702号
破産者　寺岡　　満
1　決定年月日　平成22年５月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５７４号
大阪府高槻市沢良木町12番３号
破産者　久保　　亨
1　決定年月日　平成22年５月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２４号
大阪府大阪市旭区赤川２－１－14―301、破産手続開始決定時の住所岩手県北上市青柳町１－２－53―201
破産者　内田　浩則
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第６２９号
静岡県三島市大場962番地の５、前住所大阪市西区北堀江３丁目５番４号　ノアーズアーク北堀江３－Ｃ
破産者　落合　秀郷
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第７４号
広島県尾道市東御所町３番４号
破産者　越智　鈴枝
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１９３号
広島県三原市宮沖３丁目６番５号
破産者　山崎　咲夫
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第２５６６号
名古屋市港区正徳町４丁目74番地
破産者　フィフティーシックスこと　山田　芳輝
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４３号
静岡県沼津市馬込10番地、前住所静岡県沼津市根古屋580番地の２
破産者　堀内　高志
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２４３号
滋賀県大津市朝日が丘１丁目19番12―606号
破産者　土井　達也
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５０３号
長崎県長崎市石神町41番11―202号、旧住所長崎県長崎市辻町23番３号
破産者　下村　忠廣
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６１３号
長崎県長崎市田上３丁目３番18号　メゾンドコリン101号、旧住所長崎県長崎市田手原町804番地８
破産者　大宅　俊博
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係